

# 日本・コロンビア租税条約

(2019年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ボゴタ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ボゴタ事務所が現地法律事務所 Gallego Abogados SAS に作成委託し、2019年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Gallego Abogados SAS は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Gallego Abogados SAS が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：[BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・ボゴタ事務所  
E-mail：[CBO@jetro.go.jp](mailto:CBO@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 対象となる者.....	1
3. 対象となる租税 .....	2
4. 概要.....	2
5. 発効.....	7

# 日本・コロンビア租税条約

## 1. はじめに

2015年9月11日に発効した「投資の自由化、促進および保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定」に続き、2018年12月19日、両国政府は「所得に対する租税に関する二重課税の除去ならびに脱税および租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約」に署名した。これにより、両国は経済・財政関係を一層緊密化させることを目指す。

はじめに、租税条約は国家（締約国）によって署名された二国間の法的文書であり、その主な目的は、居住地国と源泉地国との間で同時に各国の税法が適用されることにより、一人の納税者が同じ課税項目において同期間に二重に課税されるといった悪影響を軽減または排除することである。

このような事態を避けるために、租税条約は二重課税の除去のみでなく、個々に考慮された締約国の徴税権に制限を設け、締約国間の投資の流れを促進する役割を果たす。

上記の目的に加え、外国投資家に対してより大きな法的安全保障を提供し、国際社会との経済関係を強化するために、日本はコロンビアがOECDのガイドラインに従った租税条約を締結する15番目の国となる。

## 2. 対象となる者

条約第1条によると、対象となる者は、一方または双方の締約国の居住者である個人および法人である。条約は、居住者は「締約国の法令の下にあるすべての人が、適用される基準によって租税を課されるべきものとされる者」と理解されなければならないと示している。

これらの基準は通常、特に住所、居住地、設立または組織の場所、本店または主たる事務所の所在地、事業の管理の場所などである。コロンビアの場合、税務上の居住者の基準は税法第10条および第12-1条に以下のように定義されている。

- i. 365日のうち、183日以上連続または不連続して国内に滞在する個人。
- ii. 家族が国内に滞在する1年間の収入の50%以上がコロンビア源泉であり、資産の50%以上が国内で管理または所有されている者。
- iii. 政府がタックスヘイブンと認める国に居住する者。
- iv. 要求されていたが、ほかの管轄区域で税務上の居住地を証明していない国民。
- v. 国内に住所または事業を行う実質的な場所を持つ団体。
- vi. 国内で設立された団体。

従って、締約国の居住規則の適用の下で、対象者が両方の国の居住者である場合、コロンビアと日本の法律の居住基準を満たすことによって、条約は、締約国が税務上の管轄権を決定できるように規則を制定し、その結果、自国民に対する二重課税を回避する。

### 3. 対象となる租税

条約の第 2 条で定める規定は、所得税に関連して適用され、これにはあらゆる資産の譲渡から生じる利益に対する課税、給与の総額または会社が支払う賃金に対して課される税、および譲渡収益に対する税を含む、所得の総額に対して課されるすべての税が含まれる。各締約国の条項によって規定されている租税は、以下のとおりである。

#### コロンビア

- 所得税およびその補完税

#### 日本

- 所得税
- 法人税
- 復興特別所得税
- 地方法人税

上記以外の国税または地方税は条約の対象ではないが、コロンビアに居住する外国人の経済状況または活動内容によっては、対象となる可能性がある。コロンビアの場合、とりわけ、保有資産税、固定資産税、工業・商業税、付加価値税などがある。

### 4. 概要

#### 4.1 二重課税の除去

本条約の目的の一つは締約国における二重課税の除去であることから、それを効果的に実施するために、条約はガイドラインとして次の一般規則を定めている。

- コロンビア居住者の所得が日本で課税対象とみなされる場合、コロンビアは日本で納付される税額を、当該居住者のコロンビアの税額から控除することを認める。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定されたコロンビアの租税の額のうち、日本において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。コロンビア居住者の所得税が免除される場合にも、コロンビアは、当該居住者の所得税の算定に当たり、免除された所得を考慮に入れることができる。
- 日本国籍のコロンビア居住者がコロンビアで支払う所得税額は、当該居住者に対して課される日本の所得税額から控除する。ただし、控除の額は、日本の税額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

#### 4.2 無差別待遇

本条約は、無差別待遇に関して以下の規則を定めている。

- 一方の締約国は、自国の国民の状況と比較して、一方の国民に対しより重い課税条件を課すことはできない。
- 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する課税の扱いは、他方の締約国に居住する企業に対する課税よりも不利に課されることはない。
- 一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料、その他の支払金については、一方の締約国の居住者に支払われた場合と同じ条件で控除される。

- iv. 一方の締約国の企業が、他方の締約国の居住者によって所有されている場合、当該企業に対する課税条件は、一方の締約国のほかの企業に対する条件より重い条件を課することはできない。

#### 4.3 恒久的施設 (PE)

この条約の適用上で、恒久的施設とは、企業が事業の全部または一部を行う一定の場所で、事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場、鉱山または採掘井のほか、183日を超える建設工事プロジェクト、183日を超える第三者によるコンサルタントを含む役務提供も含む。同時に、これらの活動が二つ以上の密接に関連する企業により実施される場合、活動期間を合計することができる。

上記のように、この条約はコロンビアの税法で定義している「恒久的施設」から独立した定義を採用しており、次のような類似点と相違点がある。

- i. この条約で定義する「恒久的施設」は、税法と同様に、国内で自己の事業の一部として代理行為を行う、独立の地位を有する代理人や仲介人を含まない。
- ii. 事業が密接に関連した企業により国内で実施されるとき、活動期間を合計することができる。
- iii. 税法でも定められているとおり、物品の保管、引き渡し、および展示の目的で施設を使用する場合は、恒久的施設とはみなされない。

上記を考慮して、この条約の「恒久的施設」の定義が、各締約国の国内法で定められている内容より優先することを明確にすることが重要である。言い換えると、恒久的施設であるか否かの決定は、いずれかの国の居住者としての資格を与えることと同等であり、従って、両国のうちいずれかの国において国内源泉に対し税金を支払う義務を負う。

#### 4.4 相互協議手続き

一方または双方の締約国の措置により、この条約の規定に適合しない課税を受けた者は、締約国の法令に定める救済手段に頼るか、自身の居住国の管轄当局に対し、申し立てをすることができる。申し立ては、この条約の規定に適合しない課税を受けた日から3年以内に実行しなければならない。

この手続きは、申し立てを受けた当局が決断を下すか、必要であれば、他方の締約国の当局との相互合意を適用することを認める。

条約が正しく適用されるために、両締約国間は調和の取れた方法で相互に協議し、事案の解決に努めなければならない。

#### 4.5 協働の仕組み

両締約国間の協働の仕組みには以下のものがある。

- i. 情報交換: 両締約国における行政手続きまたは、司法手続きを支援することを目的とする。当該情報は、法律の留保の原則が適用されなければならない、条約適用のためのみ使用されなければならない。

- ii. 徴税の支援：両締約国における租税債権の徴収について相互に支援を行う。この共同メカニズムは、本書の「3. 対象となる租税」で挙げられた租税に加え、次の租税にも適用される。(i) コロンビアにおいては、付加価値税 (IVA)、消費税、工業・商業税。(ii) 日本においては、復興特別法人税、消費税、地方消費税、相続税、贈与税。いずれの場合においても、両締約国の政府が外交上の公文の交換を行うことにより、その他の租税を加えることができる。

#### 4.6 不動産所得

一方の締約国の居住者が他方の締約国内の不動産から取得する所得に対しては、他方の締約国において所得税を課することができる。

#### 4.7 事業利得

事業利得に関しては、企業が他方の締約国の恒久的施設で事業活動を行っている場合を除き、企業が住所を置く締約国においてのみ課税することができる。企業が他方の締約国の恒久的施設で事業を行う場合には、当該恒久的施設に帰属する利得に対しては、施設が所在する締約国において課税することができる。各締約国における恒久的施設に帰属する利得の定義に関しては、条約は、独立した企業を比較するため、次の客観的な基準を確立する。

- i. 恒久的施設に帰属する利得の調整により、他方の締約国で既に課税されている企業の利得に課税することになる場合、後者は、二重課税を避けるために必要な調整を行うことに同意する。
- ii. コロンビア国内に存在する日本企業の恒久的施設に帰属する利得は、株式からの利得として課税される。コロンビアの所得として課税されていない場合、租税額は移転される利得の 15%、その他の場合は 5%と制限される。

#### 4.8 国際海上運送および国際航空運送

企業の船舶または航空機の国際運輸運用に帰属する利得に対しては、当該企業の居住地となる締約国においてのみ課税される。コロンビア企業が船舶または航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対する住民税または事業税を日本において免除される。

#### 4.9 関連企業

本条約は、関連企業に関して、一方の企業の利得を他方の企業の利得に含める場合の規則を定めている。

上記の規則が適用されるには、例えば次のような状況が想定される。

日本企業 A は、コロンビア企業 B の株式 70%を保有する株主である。2019 年度中に、両者は技術支援の役務提供のために商業活動を始めた。A 社は役務提供者で、B 社は役務の受取人である。

条約の第 9 条によると、両社間の取引条件が独立した企業間のそれとは違うことが明らかでない場合、A 社と B 社は「関連企業」とみなされる。

#### 4.10 配当

条約は、一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。しかし、配当は支払いを実行する国で課税対象となる場合もある。いずれにせよ、配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合、税額は5～10%の間に制限される。

配当の受益者が他方の締約国の年金基金であり、配当金が条約に明記されている活動によって取得される場合に限り、当該他方の締約国においてのみ課税することができる。

同様に、配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、課税額は配当額の15%を超えないと定められている。

これらの規則は、配当の受益者が他方の締約国の恒久的施設を通して事業を行っていない場合に限り適用される。配当が支払われる事業が恒久的施設に関連している場合、事業利得に関する規則が適用される。

#### 4.11 利子

利子とは、信用に係る債権、公債、賞与、賞金から生ずる所得をさす。これらの所得は通常、債権者の居住国で課税される。ただし、利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合、当該利子の額の10%を超えない範囲で債務者の居住国で課税することもできる。

条約はまた、債務者が恒久的施設を有する場合には特別な規則を定めており、その場合、利子は恒久的施設が所在する締約国において生じたものとみなされる。

利子の受益者が両締約国の政府機関、金融機関、銀行、年金基金などである場合、源泉徴収率は0%である。

#### 4.12 使用料

一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、支払いを受ける人の居住国で課税することができる。

しかし、使用料の受益者が使用料の生ずる国の居住者である場合に課される租税額は、産業上、商業上、学術上の設備の使用または使用権に対する者である場合については2%、それ以外の場合は10%を超えることはできない。

これらの規則は、使用料の受益者が、使用料の生ずる締約国の恒久的施設で事業を行う場合において、使用料を発生させる権利または財産が恒久的施設に関連している場合、事業利得に関する規則が適用される。

#### 4.13 譲渡収益

資産の譲渡による利益に関して、本条約は以下のとおり規定している。

- i. 不動産譲渡または恒久的施設に関連する株式譲渡による利益については、これらの資産が存在する締約国において課税することができる。



- ii. 国際運輸会社が有する船舶または航空機などの譲渡による利益については、国際運輸会社が存在する締約国において課税することができる。
- iii. 法人の株式または持ち分の譲渡による利益については、これらの資産価値の 50%以上が、譲渡前の 365 日の期間のいずれかの時点において、他方の締約国内に存在する不動産に由来する場合、資産が存在する締約国において課税することができる。ただし、株式が証券取引所で取引され、居住者および関係者が共同で所有する株式がその株式の総額 5%以下である場合、この限りでない。
- iv. 一方の締約国の居住者が、株式または同等の持ち分の譲渡により取得する利益については、譲渡者が、譲渡前の 365 日の期間のいずれかの時点において、他方の締約国の法人の資本の 10%以上に相当する株式または持ち分を直接または間接に所有していた場合には、他方の締約国において課税することができる。ただし、課税額は当該利益の 10%を超えないものとする。この規則は、企業の合併、分割などの組織再編から生ずる利益には適用しない。
- v. 上記以外の財産の譲渡から生ずる利益については、譲渡者が居住する締約国においてのみ課税することができる。

#### 4.14 給与所得

本条約は、給料、賃金、その他の報酬については、役務提供が他方の締約国内で行われ  
ない限り、役務が提供された締約国においてのみ課税できると規定している。  
一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う役務提供について取得する報酬に  
ついては、報酬の受領者が他方の締約国に滞在する期間が、当該課税年度中の 12 カ月間  
のうち 183 日以上を超えない場合、一方の締約国においてのみ課税することができる。  
ただし、次の要件を満たす必要がある。(i) 報酬を支払う雇用者は、他方の締約国の居  
住者ではないこと。(ii) 報酬が、他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によって  
負担されるものでないこと。これらの規則は、国際運輸の船舶または航空機の乗組員と  
して取得する報酬については適用されない。

#### 4.15 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の法人の取締役会の構成員として取得する役員報  
酬については、法人が居住する締約国において課税することができる。

#### 4.16 退職年金

一方の締約国の居住者が受益者として取得する退職年金については、受益者の居住国に  
おいてのみ課税することができる。

#### 4.17 政府職員

政府職員が取得する報酬については、役務が提供された締約国においてのみ課税する  
ことができる。しかし、職員が他方の締約国の国民である場合、役務提供が他方の国で行  
われた場合、役務提供を目的として他方の締約国の居住者となった者でない場合、他方  
の締約国で課税することができる。

## 5. 発効

コロンビア共和国憲法第 150.1611 条によると、本条約が国内で効力を生じるためには、法案提出を通して議会の承認を得る必要があり、承認後は直ちに憲法裁判所による審査が行われる。その後、本条約を承認する法律は大統領により公布され、批准書の交換が行われる。そのため、本条約はまだ施行されていない。